



島根県報

平成16年12月28日 (金)
号外第129号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、騒音規制基準等の一部改正	(環境政策課)	1
振動規制法に基づく振動の規制地域、振動規制基準等の一部改正	(")	2
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(")	3

告示

島根県告示第1,285号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、騒音規制基準等（昭和62年島根県告示第312号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄田信義

別表第1第2種区域の項指定地域の欄中「定められていない地域」の次に「（浜田都市計画臨港地区を除く。）」を加え、同表第3種区域の項指定地域の欄中「浜田市」を削り、

出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域
-----	---

を

浜田市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに浜田都市計画臨港地区のうち平成16年12月31日において近隣商業地域及び準工業地域であった区域
出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域

に改め、同表第4

種区域の項指定地域の欄中「浜田市」を削り、同項に次のように加える。

浜田市	工業地域及び浜田都市計画臨港地区のうち平成16年12月31日において工業地域であった区域
-----	--

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、「都市計画区域であって用途地域の定められていない地域」とは、同法第5条第1項、第2項及び第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。
- 「浜田都市計画臨港地区」とは、都市計画変更の図書の縦覧（平成16年島根県告示第787号）に基づく浜田都市

計画臨港地区のうち、浜田市熱田町及び長浜町の区域をいう。

3 規制地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係健康福祉センター及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

別表第2のb区域の項指定地域の欄中「定められていない地域」の次に「(浜田都市計画臨港地区を除く。)」を加え、同表c区域の項指定地域の欄中「浜田市」を削り、同項中

出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域	を
浜田市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び浜田都市計画臨港地区	に改め、同表備考
出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域	

を次のように改める。

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法(昭和43年法律100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、「都市計画区域であって用途地域の定められていない地域」とは、同法第5条第1項、第2項及び第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。
- 「浜田都市計画臨港地区」とは、都市計画変更の図書の縦覧(平成16年島根県告示第787号)に基づく浜田都市計画臨港地区のうち、浜田市熱田町及び長浜町の区域をいう。

島根県告示第1,286号

振動規制法に基づく振動の規制地域、振動規制基準等(昭和62年島根県告示第313号)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第1種区域の項指定地域の欄中「定められていない地域」の次に「(浜田都市計画臨港地区を除く。)」を加え、同表第2種区域の項指定地域の欄中「浜田市」を削り、同項中

出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域	を
浜田市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び浜田都市計画臨港地区	に改め、同表備考
出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地	

	域
--	---

を次のように改める。

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、「都市計画区域であって用途地域の定められていない地域」とは、同法第5条第1項、第2項及び第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。
- 「浜田都市計画臨港地区」とは、都市計画変更の図書の縦覧（平成16年島根県告示第787号）に基づく浜田都市計画臨港地区のうち、浜田市熱田町及び長浜町の区域をいう。
- 規制地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係健康福祉センター及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

島根県告示第1,287号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表Bの項当てはめる地域の欄中「浜田市」を削り、同項中

出雲市 三隅町	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域であって用途地域の定められていない地域からC類型に指定された地域を除いた地域	を
------------	---	---

浜田市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（浜田都市計画臨港地区を除く。）	に改め、同表Cの
出雲市 三隅町	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域であって用途地域の定められていない地域からC類型に指定された地域を除いた地域	

項当てはめる地域の欄中「浜田市」を削り、

出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域	を
-----	--	---

浜田市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び浜田都市計画臨港地区	に改め、同表備考
出雲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域	

に次のように加える。

- 3 「浜田都市計画臨港地区」とは、都市計画変更の図書の縦覧（平成16年島根県告示第787号）に基づく浜田都市計画臨港地区のうち、浜田市熱田町及び長浜町の区域をいう。